

R7.4 建築基準法改正に伴う木造関係業務（業務範囲拡大）

R7.4 の建築基準法の法令改正に伴う、木造関係業務（確認申請の添付図書、性能評価、省エネ基準適判における図面作成）についても業務範囲を拡大することにしました。詳細は下記のとおりです。

ご依頼をご検討の方は、弊社（寺本）までお問い合わせください。

受託業務

- ・ 構造設計業務（構造種別を問わず）
- ・ 耐震診断業務（構造種別を問わず）
- ・ その他、構造設計に関わる業務

（業務追加）

- ・ 木造住宅、新3号物件^{注1)}
 - 確認申請添付図書作成
 - 省エネ適判添付図書作成
 - 性能評価・長期優良住宅添付図書作成（構造・省エネ）

<注1：木造住宅新3号物件 依頼時の留意事項>

- ・ 業務依受託可能な物件は最大3件/月（資料提出日基準）です。依頼の際はお早めにご連絡ください。
- ・ 業務開始～図書提出までは概ね2週間～1ヶ月を想定しています。
※標準的な計画の物件を想定しています。
- ・ 申請図書に関する審査機関からの指摘等にも対応しますが、設計に関することについては、依頼者の方でご対応ください。
- ・ 設計業務ではなく、申請図書作成として受託します。設計者としての業務委託の際は別途ご相談ください。
- ・ その他詳細については、依頼時に協議させていただきます。



（株）MNQ 構造デザイン

TEL:0852-61-5590

FAX:0852-61-5577

E-mail : info@mnqd.jp

担当 : 寺本道彦